「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	511	明示的同意を受けた匿名化された健診・レセプトデータの2次利用	明示的同意を受けた国保の健診・レセプトデータについては、データの2次利用は現行法で可能と思われるが、国民的合意が成熟していなく、また、ルール化もされていない。 そこで、情報の特定化・識別化を禁止したうえで、公共の福祉に資することであれば特定他事業者に対して、匿名化された健診・レセプトデータであれば、その分析結果を2次利用が可能であることを明確にしたうえで、データの1次利用・2次利用を定義したガイドラインを定めたい。 これにより現行法での適用範囲が明確になり、各自治体では健康データの2次利用によるエビデンスベースの健康サービス・商品開発の普及が期待される。	健診データ・健康データ(歩数・体組成等)に基づく健康ポイント制度を検討した場合に、明示的同意・黙示的同意ともに、データの1次活用、さらには特定他者へのデータ2次活用を行うことが必要となる。 一方、自治体が定める個人情報保護条例には差異があり、個々の個人除法の範囲や委託方針も異なる。 そこで、明示的同意・黙示的同意ともに、匿名化したうえでの個人情報の第三者提供についてのガイドラインを定めてもらいたい。 また、黙示的同意データは、施策評価としてコントロールデータとして比較分析するためにも必須と考え、データの特定他者の2次利用を認めてもらいたい。	1回目	総務省	自治行政局地域情報政策室	個人情報保護条例	E	－	－	－	地方公共団体の保有する個人情報の利用・提供の是非については、各団体の個人情報保護条例に基づき判断いただくものです。	a	個人情報保護条例に基づき検討する。	総務省の見解について、自治体は了解しているため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
					1回目	厚生労働省	保険局総務課保険システム高度化推進室	個人情報の保護に関する法律	F	－	－	個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることなどにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	健保組合等保険者におけるレセプト等の個人情報については、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日厚生労働省）に基づき取り扱われているところ、今般、保険者によるデータ分析に基づく保健事業を更に推進するため、当該ガイドラインのQ＆Aの作成等、詳細な取扱を示すことを検討していることから、当該内容を参考にされたい。 また、現在、内閣官房IT総合戦略室が事務局となりパーソナルデータの利活用についても検討されているところであり、当該検討を踏まえつつ、健診・レセプトの利活用についても更なる検討を行っていく予定である。	a	健診・レセプトの利活用について、内閣官房IT総合戦略室が事務局となるパーソナルデータの利活用の検討結果を参照していく。	厚生労働省より、レセプト等の個人情報の取扱いについては、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」におけるQ＆A等により示すとされたが、その内容が明らかになっていないことから、厚生労働省は早期にQ＆A等の内容について具体的に自治体に示すこと。また、今後の健診・レセプトの利活用に関する検討の状況についても、厚生労働省と自治体との間で情報の共有を図ること。	ⅱ
					2回目												
					1回目	消費者庁	消費者制度課	個人情報の保護に関する法律	D	－	－	個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることなどにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	地方公共団体の保有する個人情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例が適用される。なお、個人情報保護法においては、一般的に、他の情報と容易に照合できる場合を含め、特定の個人を識別できない状態であれば「個人情報」には当たらず、同法は適用されない。また、「個人情報」に当たる場合でも、本人の同意があれば、第三者に提供することは可能である。	a	現行法令等の解釈のもと対応していく。	消費者庁より、特定の個人が識別できない状態であれば個人情報に当たらないことや、本人の同意があれば現行制度でも第三者に提供可能であることが示され、自治体も了解していることから、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	512	黙示的同意をうけた匿名化された健診・レセプトデータの2次利用	黙示的同意データであっても、匿名化されたうえで、統計的に評価分析するためであれば自治体での1次分析は可能という見解をもらっている。 今後、この黙示的同意を受けた匿名化データについて、公共の福祉に資する目的のであれば、情報の特定化・識別化を禁止したうえで、その分析結果を特定他者が2次利用していくことを認めるルールを定めたい。 これにより現行法での適用範囲が明確になり、各自治体では健康データの2次利用によるエビデンスベースの健康サービス・商品開発の普及が期待される。	健診データ・健康データ(歩数・体組成等)に基づく健康ポイント制度を検討した場合に、明示的同意・黙示的同意ともに、データの1次活用、さらには特定他者へのデータ2次活用を行うことが必要となる。 一方、自治体が定める個人情報保護条例には差異があり、個々の個人除法の範囲や委託方針も異なる。 そこで、明示的同意・黙示的同意ともに、匿名化したうえでの個人情報の第三者提供についてのガイドラインを定めてもらいたい。 また、黙示的同意データは、施策評価としてコントロールデータとして比較分析するためにも必須と考え、データの特定他者の2次利用を認めてもらいたい。	1回目	総務省	自治行政局地域情報政策室	個人情報保護条例	E	－	－	－	地方公共団体の保有する個人情報の利用・提供の是非については、各団体の個人情報保護条例に基づき判断いただくものです。	a	個人情報保護条例に基づき検討する。	総務省の見解について、自治体は了解しているため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
					1回目	厚生労働省	保険局総務課保険システム高度化推進室	個人情報の保護に関する法律	F	－	－	個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることなどにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	健保組合等保険者におけるレセプト等の個人情報については、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日厚生労働省）に基づき取り扱われているところ、今般、保険者によるデータ分析に基づく保健事業を更に推進するため、当該ガイドラインのQ＆Aの作成等、詳細な取扱を示すことを検討していることから、当該内容を参考にされたい。 また、現在、内閣官房IT総合戦略室が事務局となりパーソナルデータの利活用についても検討されているところであり、当該検討を踏まえつつ、健診・レセプトの利活用についても更なる検討を行っていく予定である。	a	健診・レセプトの利活用について、内閣官房IT総合戦略室が事務局となるパーソナルデータの利活用の検討結果を参照していく。	厚生労働省より、レセプト等の個人情報の取扱いについては、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」におけるQ＆A等により示すとされたが、その内容が明らかになっていないことから、厚生労働省は早期にQ＆A等の内容について具体的に自治体に示すこと。また、今後の健診・レセプトの利活用に関する検討の状況についても、厚生労働省と自治体との間で情報の共有を図ること。	ⅱ
					2回目												
					1回目	消費者庁	消費者制度課	個人情報の保護に関する法律	D	－	－	個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることなどにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	地方公共団体の保有する個人情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例が適用される。なお、個人情報保護法においては、一般的に、他の情報と容易に照合できる場合を含め、特定の個人を識別できない状態であれば「個人情報」には当たらず、同法は適用されない。また、「個人情報」に当たる場合でも、本人の同意があれば、第三者に提供することは可能である。	a	現行法令等の解釈のもと対応していく。	消費者庁より、特定の個人が識別できない状態であれば個人情報に当たらないことや、本人の同意があれば現行制度でも第三者に提供可能であることが示され、自治体も了解していることから、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												